

○財務省告示第三百八号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、財務大臣が平成二十八年（二千十六年）熊本地震による同項に規定する指定地域への影響の程度を勘案して別に定める日を次のように定める。

平成二十八年十月十九日

財務大臣 麻生 太郎

財務大臣が平成二十八年（二千十六年）熊本地震による次に掲げる指定地域への影響の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定める日を平成二十八年十一月二十九日とする。

都道府県	指 定 地 域
熊本県	八代市 人吉市 荒尾市 水俣市 玉名市 山鹿市 菊池市 宇土市 上天草市 宇城市

阿蘇市
天草市
合志市
下益城郡美里町
玉名郡玉東町
玉名郡南関町
玉名郡長洲町
玉名郡和水町
菊池郡大津町
菊池郡菊陽町
阿蘇郡南小国町
阿蘇郡小国町
阿蘇郡産山村
阿蘇郡高森町
上益城郡嘉島町
上益城郡甲佐町
上益城郡山都町
八代郡氷川町
葦北郡芦北町
葦北郡津奈木町
球磨郡錦町
球磨郡多良木町
球磨郡湯前町
球磨郡水上村

球磨郡相良村
球磨郡五木村
球磨郡山江村
球磨郡球磨村
球磨郡あさぎり町
天草郡苓北町